

仕 様 書

(展示即売会)

土 浦 駐 屯 地

仕様書（その1）

- 1 業務件名
陸上自衛隊土浦駐屯地における展示即売会の設置及び経営
- 2 業務内容
展示即売会の設置及び経営
- 3 相手方の決定
本業務を行う者については、陸上自衛隊土浦駐屯地武器学校長（以下「甲」という。）が決定する。
- 4 国有財産の使用許可
 - (1) 本業務を行う者は、展示即売会の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
 - (2) 国有財産の使用許可は、北関東防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
 - (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が許可条件に違反したとき。
 - イ 丙が自己都合による業務の解除をするとき。
 - ウ 国において使用物件を必要とするとき。
 - エ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - オ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を得る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ク 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

なお、現状回復には、前業者が設置し、引き継いだ壁紙、電気・ガス・水道設備・グリストラップの清掃、排水管の高圧洗浄、その他の備品等の撤去を含む。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書及び仕様書（その2）の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

丙は、乙に展示即売会の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

なお、国有財産使用料は、納入通知書により歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。

7 光熱水料

丙は、国有財産使用料とは別に、乙が算定した本業務に要する光熱水料（電気、上下水道、ガス）が発生した場合は負担しなければならない。また、毎月乙の指定した日時及び場所に光熱水料を持参して支払うものとし、指定した日時に納金しなかった場合は、延滞金が発生することがある。

8 業務期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日の間のうち、甲と乙が協議して決定する日とする。（年間合計30日以内）

9 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

10 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

11 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において展示即売会を管理し、火災、盗難、食中毒の予防及び適正な排水等の維持について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意する。
丙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償及び施設の現状回復を行い、甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申立てをしないものとする。
- (2) 丙は、自らの責任において保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申立てをしないものとする。
- (3) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (4) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。
- (5) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。
- (6) 施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。

12 衛生等の健康保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

13 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（武器学校長が指定する者）（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を採らなければならない。

14 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

15 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、6 か月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。

16 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。ただし、丙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い、販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。
- (2) 丙は、本業務の遂行に当たり、甲の担当職員の指示に従うこと。
- (3) 丙は、「展示即売」において販売商品と廃棄物の搬出入における入門のための手続き要領及び駐屯地内の立入制限・車両の速度制限等については、甲の担当職員の指示に従うこととし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。
- (4) 丙が使用する食材は、東日本大震災の被災地の復興に向けた被災地産品及び国産農林水産物・食品の優先的な利用に努めること。
- (5) 丙は、業務に使用する物品が環境特定調達品目（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）である場合、その基準を満たすものであること。
- (6) 丙は、茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成17年3月24日）に基づき環境への負担の少ない自動車等の使用、自動車等の効率的な使用に努めること。
- (7) 展示即売会の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行にあたっては、担当職員の指示に従うこと。
- (8) 丙は、使用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (9) 丙は、乙が計画した防災訓練について、甲の指示に基づき参加すること。
- (10) 丙は、乙が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。
なお、丙は、停電作業等が原因で使用機器及び食材類の損害があった場合は、甲及び乙に対して損害の賠償その他の申し立てをしないこと。
- (11) 丙は、販売品目の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、甲等の指示に可能な限り従うものとする。
- (12) 丙は、営業許可が必要な販売品目を取り扱う場合、営業許可を取得した後、販売すること。
- (13) 丙は、商品の瑕疵（かし）等について利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (14) 丙は、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (15) 丙は、空調設備の運転、温度調節等は、国の基準によるものとする。
- (16) 丙は、売上金額を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年5月末日までに担当職員に提出すること。
- (17) 丙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、業務従事前に従事者名簿を提出するものとする。また、従事者名簿の記載事項について確認するための書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。

- (18) 丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、甲の担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（食堂、売店等の営業停止を含む。）に従わなければならない。
- (19) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (20) 丙は、本仕様書、仕様書（その2）に記載されている遵守事項に違反した場合及び故意の過失により甲、乙又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次年度以降、業務に従事できない（国有財産使用許可の更新をしない）場合がある。
- (21) 丙は、決定業者に対する説明での遵守事項に違反した場合並びに甲が要求している書類を提出しなかった場合（提出期限を守らなかった場合及び督促しても支給提出しない場合も含む。）は、次回以降、業務に従事できない（国有財産使用許可の更新をしない）場合がある。
- (22) 展示即売会の設置に当たり、首都直下地震等の大規模災害が発生した場合には、甲と相互に連携を図り協力すること。
- (23) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲の担当職員及び丙の間で協議する。

17 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）に基づき開示するものとする。

18 仕様の細部

仕様の細部は、仕様書（その2）のとおり。

仕様書（その2）

- 1 募集業種
展示即売
- 2 設置場所
厚生センター1階ホール又は厚生センター前における展示即売使用区画
A、B、C、D
※店舗位置等については、展示即売日の都度担当職員が指示する。
- 3 国有財産使用許可面積
 - (1) 展示即売使用区画A： 26 m²
 - (2) 展示即売使用区画B： 13 m²
 - (3) 展示即売使用区画C： 6.5 m²
 - (4) 展示即売使用区画D： 12.5 m²を基準とするも、細部は官側との調整
- 4 国有財産使用料
丙は、乙に展示即売会の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
- 5 光熱水料
使用料が発生する場合は、国有財産使用料とは別に徴収する。
- 6 営業日、営業時間等
 - (1) 営業日
令和8年4月1日～令和9年3月31日の間のうち、甲と乙が協議して決定する日とする。
 - (2) 営業時間
原則として、午前11時～午後7時の間までとし、午後8時には、土浦駐屯地から離脱すること。それ以外は、別途協議
- 7 販売品目及びサービス
展示即売会
- 8 その他の営業条件
 - (1) 国の行事又は緊急時等は原則として国が使用することとし、詳細についてはその都度別途協議する。
なお、その際に要した費用等を甲及び乙に請求することはできない。また、既に納付した国有財産使用料は返金及び減額は一切しないものとする。
 - (2) 展示即売会として許可された場所以外での販売・営業活動は禁止する。
 - (3) 節度を越えた音量等による広報及び呼び込み等は禁止する。